

平成

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第五号)

二十一年

平成二十一年十二月十五日(火曜日)

議事日程(第八号)

平成二十一年十二月十五日 午前十時開議

日程第一 報第十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第二 報第十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて(特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

正)

第三 報第十六号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第四 報第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について

第五 報第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第六 報第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定について

第七 報第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

第八 報第七十七号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第九 報第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

第十 報第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正について

第十一 報第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について

第十二 報第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正について

第十三 報第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正について

- 第十四 議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正について
- 第十五 議第八十四号 財産の取得について
- 第十六 議第八十五号 和解について
- 第十七 議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第十八 議第八十七号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について
- 第十九 議第八十八号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 第二十 議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定について
- 第二十一 議第九十号 市道路線の変更について
- 第二十二 議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
- 第二十三 議第九十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)の議定について
- 第二十四 議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第二十五 議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

五番	四番	三番	二番	一番
太田	堀川	吉田	山口	福塚
好紀	浩美	雅範	耕司	実実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉
副市長	榮
教育長職務代行者教育部長	野
市長公室長	林
総務部長	田
都市整備部長	巳
生活産業部長	本
健康福祉部長	本
	敏
	信
	辰
	勝
	晴
	美
	夫
	雄
	也
	弘
	三
	司
	雄
	水
	上
	森
	脇
	田
	卓
	正
	雄

十五番	田
十四番	大
十三番	土
十二番	花
十一番	峯
十番	山
九番	益
八番	池
七番	藤
六番	川
	村
	富
	上
	田
	田
	澄
	宏
	昭
	康
	龍
	清
	孝
	雄
	嗣
	典
	政
	雄
	博
	博
	雄
	子
	廣
	家
	美
	輝
	吉

事務局職員出席者

庶務課長	窪	下	佐	櫻	新	土	福	上	山	辻
秘書課長		村	古	井	井	井	井		田	本
市長公室次長	佳	洋	憲	敬	健	祥	純	孝	善	衡
企画財政課長	秀	次	美	三	夫	嗣	二	男	久	司
監理管財課長										
大塔支所長										
西吉野支所長										
会計管理者										
消防本部次長										
上下水道部長										

事務局長	川	乾	西	柳
事務局次長	西			ケ
事務局係長				瀬
事務局主任				五
速記者				美
	美	旬	美	豊
	美			

午前十時一分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣） 日程第一、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 報第十四号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正）。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也） おはようございます。

ただいま上程いただきました報第十四号 専決処分分分報告、承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正）の御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書一ページから御覧ください。

本案は、議案書記載の理由に基づき、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして、去る十一月三十日付けをもちまして専決処分とさせていただきます。いただいたところでございます。

既に御存じのとおり、去る八月十一日、人事院より国家公務員給与の改定に関する勧告が、関係諸機関の長に対してなされたところでございます。一般の勧告の趣旨は、厳しい経済、雇用情勢の中、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも公務が上回っていることが明らかになった結果を受けたものでございまして、月例給については、俸給表の改定を行うとともに、期末、勤勉手当についても、年間で〇・三五月分の減額とされており、これらにより、国家公務員の年間給与は平均で二・四パーセントの引下げという内容となっております。

なお、ただいま御報告を申し上げております、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、第七十三回臨時国会におきまして一般職の職員の給与に関する法律等その他関連法案の一部が当該勧告を受けて改正されたことに準拠したものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧ください。

まず、第一条におきましては、本則第十五条第二項に規定されております十二月期の期末手当支給月数を、現行の「二〇〇分の一六〇」から「二〇〇分の一五〇」に、同じく第三項に規定されております再任用職員に係る同支給月数を、「二〇〇分の八五」から「二〇〇分の八〇」に改めるものでございます。

また、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当支給月数を、現行の「二〇〇分の七五」から「二〇〇分の七〇」に改めるものでございます。

加えて、給料表を、三ページ中段から七ページ上段に記載のとおり改めるものでございます。

恐れ入りますが、引き続き議案書七ページを御覧ください。

第二条におきましては、平成十八年の給与構造改革に伴う現給補償対象職員の給料月額を、「二〇〇分の九九・七六」を乗じて得た額とすることにつき、平成十八年三月五條市条例第十号の一部改正を行うものでございます。

続きまして、附則につきまして御説明申し上げます。

第一項として、施行日を公布日の属する月の翌月の初日、すなわち期末手当支給基準日である平成二十一年十二月一日と定めております。

第二項として、本年四月から当該改定実施月の前月、すなわち十一月までの八月における給料及び扶養手当並びに住居手当の合計額と、六月に支給した期末勤勉手当について、それぞれ「二〇〇分の〇・二四」を乗じて得た額を本年十二月に支給する期末手当から減じる旨の特例措置を定めております。

以上、よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 皆さんおはようございます。

ただいまの辰巳公室長の話しの中で、緊急を要したため、地方自治法第七十九条の第一項の規定によりということになっておりますけれども、私はこの専決に対して大変憤りを感じております。

やはり私たち議会は、審議をして、採決する。まあ、これは基本姿勢だと思っております。そういう形の中で、緊急を要したということになってお

りますけれども、私は当然、審議をすべきことだと思っております。

そういう形の中で、人事院勧告がきたということで、市長にお尋ねしたいんですが、人事院勧告がくれば、これは当然従わなければならないのか、まずその辺をお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それは従うべきが自然だと思っております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） まるつきり認識不足だと思っております。従わなくてはならないというような、無責任なことです。

職員の給料は、四月に地域手当三パーセントを廃止しました。高い安いは別として、これに関しては人事院勧告がきたからといって、百パーセント国の方向に従わなくてはならないという法律は一切ありません。

全国にも、自治体において財政状況のいいところ、また悪いところ、奈良県下においてもいろいろあると思います。

そういう形の中で、特に五條市の職員給料というのは、奈良県下十二市の中で最低であります。そう考えたときに、当然、財政状況が五條市は厳しい中で、全国的な国の人事院勧告によることよりも、まず奈良県下において、そして五條市の状況を見たときに、果たしてこれを避けるべきか避けるべきでないか、また率をもつと変えて、やはり奈良県下に比べても給料が低いとなれば、人事院勧告がきたからといって従う必要は一切ありません。もつと奈良県の自治体の十二市を比較しながら、また五條市の状況を見ながら、これは検討すべきだと、私は思っております。

今市長から、従うべきだということで、そして今、大阪府知事の橋下さんもですけども、何もかもすべて国に依存するんやなくて、やっぱり自治体は自治体の考えでやっていくというような一つの提言を、全国に発信しています。五條市も全国レベルで、そしてうちの状況に合うのか、また、奈良県下においてもそれが妥当であるのかないのか、まず検証して、その中でこの引下げをするのはどうしたらいのかということをやったり検証するべきやったんじゃないかなど。何でも、国から言われたら「はい、はい」と聞くような、そんな無責任な対応はしない方がいいんじゃないかなど、五條市は五條市に合った形の考え方で、やはり進むべきだなあと私は思っております。

そういう形の中で、私はまず、市長は、もうちょっと専決処分については、こんな安易な形でなぜするのかなあと。もつと議会と議論をしながら、そして最終決定、多分組合とも協議をしていると思うんですけども、この専決したこの四項目の中で、緊急って、どういうふうな形で緊急やったのか、市長、お答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） お尋ねの専決処分については、まず基本的に、市議選終了後であったこと。加えて、新政権発足後初めての国会審議であったため、県等の情報提供によって法案の正確な動向が把握できたのが、既に十一月下旬であったことなどにより、臨時議会の招集は見送らせていただき、まず一般職及び常勤特別職の給与条例について専決処分とするように決定をさせていただいたところでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 市議選があったとかね。僕ら前職の任期は、十一月三十日ということですが、市議選があるとなかろうと、審議すべきことは審議する。当然、それは当たり前の話だと思います。

そして、十一月下旬にこういう形でできなかったと言うけれど、下旬やったら、まだ時間が十分あったはずですよ。そやから、私たち議会というのはチェックする側ですから、当然そういうことも審議をして決めるべきだと。市長、勝手な専決をするべきじゃないと、私は言っているんですよ。

そやから、先ほども言ったように、奈良県下でも五條市が一番給料が低い、財政状況も厳しい状況の中で、人事院勧告がきたからといって、やみ雲にそうして下げるのを同意することは、専決するべきじゃない。もっと議論をした中において、五條市に合った形の方向で決めたらよかつたんじゃないかなど。私が思うのは、職員の給料下げより、市長の給料をもっと下げたらいいなど、私は常々思っております。

そういう形の中で、こういう専決をしたことに対して質疑はしておりますけれども、こんなことのないように、今後、議会というのはチェック機能ですから、そういうことも踏まえて進めたいと思います。そういうふうに思うところです。そういうことも踏まえて、市長、今後、当然どんなことがあるかと臨時議会を開いていただきたいと思う次第ですので、どうかよろしくお願いします。以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 一言意見を申し上げておきます。

皆さん方も御存じのように、今の五條と日本の不景気の内容は、物価が競争で下げ合っているのにもかかわらず売れない、こういう内容の不況なんです。だから、今大事なことは、多くの国民、多くの市民の皆さん、また、職種を分け隔てなくすべての皆さん方に懐を温めていただくという施策をしなければ、今の五條と日本の景気を上向きにさせることはできないんじゃないかというように思います。

だから今、人事院勧告の件で太田議員から指摘がありましたけれども、人事院勧告はそのまま従う必要ないし、同時に、人事院勧告は、大手の日本の企業は景気のいいときのために込んである内部留保金というものを判断の中に入れずして、勧告しているわけですね。だから人事院勧告がすべて

もっともだと言えないんです。人事院の皆さん方も人間ですからね。だから、全体として、国民、五條市民の懐を温めていく。そのことをしなければ、現在の五條と日本の物価の下げ合いの競争の中での不景気というものは解決できないんじゃないかなというように、この大事な観点で見れば、やはり下げることばかりがいいことではないというふうには、前回の議会の中でも申し上げましたけれども、そういうことからすれば、やはり忙しくても、臨時議会を招集して、議員の、いわゆる審議にかけて、議会の結論を出すという、この姿勢を、今後は重要視していただかなければならぬということをお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第十五号 専決処分報告、承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正）の御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書九ページを御覧ください。

本案は、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正でありまして、報第十四号に同じく、去る十一月三十日付けをもって専決処分とさせていただいたところでございます。

引き続き、十一ページを御覧ください。

改正内容につきましては、本則第六条に規定されております十二月期の期末手当支給月数を、現行の「一〇〇分の一七五」から「一〇〇分の一六五」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行日を条例公布日に、すなわち平成二十一年十一月三十日とする旨を規定しているところでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（川村家廣）次に日程第三、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第十六号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十六号 専決処分分分の報告、承認を求めることについて（五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）の御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の十二ページを御覧ください。

本案は、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正でありまして、本市における給与制度上の均衡を図るため、報第十四号及び報第十五号に同じく、去る十一月三十日付けをもって専決処分とさせていただきます。

引き続き、十四ページを御覧ください。

改正内容につきましては、本則第五条第二項に規定されております議会議員の十二月期の期末手当支給月数を、現行の「一〇〇分の一七五」から「一〇〇分の一六五」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行日を条例公布日に、すなわち平成二十一年十一月三十日とする旨を規定しているところでございます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）おはようございます。

ただいま上程をいただきました議第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の制定につきましては、今年度の国の緊急経済対策の一環として、平成二十一年六月定例会におきまして御議決いただきました補正予算により、西吉野及び大塔地区の六箇所におきまして、携帯電話等エリア整備事業実施に伴う施設（基地局）の設置に要する費用に充てるため、受益者分担金及び使用料の徴収に関する条例を制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、議案書の十六ページから十八ページを御覧いただきたいと思います。

第一条及び第二条では、趣旨及び定義について定めております。

第三条では分担金及び使用料の徴収について、第四条及び第五条につきましては、分担金及び使用料の額、第六条では分担金及び使用料の端数計算について定めております。

次に、第七条及び第八条では、分担金及び使用料の徴収方法と納付期限について、第九条では分担金の徴収の猶予、第十条では委任について、それぞれ定めております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

また、適用区分といたしまして、平成二十一年度補正予算に係る事業における分担金及び使用料の率を定めております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第五、議第七十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま上程をいただきました議第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の制定につきましては、今年度の国の緊急経済対策の一環として、平成二十一年六月定例市議会におきましては御議決をいただきました補正

予算により、西吉野及び大塔地区の六箇所において、携帯電話等エリア整備事業実施に伴う施設（基地局）の新設をするため、設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、議案書の二十ページから二十三ページを御覧いただきたいと思っております。

第一条及び第二条では、施設の設置及び名称、位置について定めております。

位置につきましては、西吉野町の津越、西日裏、勢井、永谷及び大塔町の惣谷、篠原の六地区であります。

また、三条、四条では、施設の使用及び施設の許可に関すること、第五条、第六条では、使用許可の制限及び取消し等について定めております。

次に、第七条では市の免責について、第八条では目的外使用等の禁止、第九条では特別な設備、第十条では原状回復義務、第十一条では損害の賠償、第十二条では委任について、それぞれ定めております。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第六、議第七十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄）おはようございます。

ただいま上程されました議第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。本議案につきましては、五條市立中央公民館に指定管理者制度を導入するため、当該条例を制定するものであります。それでは、議案書の二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では中央公民館の設置目的について、第二条では公民館の名称及び所在地について定めております。

次に、第三条は公民館に館長その他必要な職員を置く旨を定めております。

第四条では公民館の管理を指定管理者に行わせる旨を、第五条では指定管理者の指定の申請について、それぞれ定めております。

第六条は指定管理者の指定について議会の議決を経て行う旨を、また、第七条では指定管理者の業務について定めております。

第八条は開館時間について、第九条では休館日について、それぞれ定めております。

第十条では公民館の利用許可について、第十一条は利用許可の制限について、第十二条では利用許可の取消し等について定めております。

第十三条では公民館の利用料金について、第十四条では利用料金の收受について、また第十五条では利用料金の返還について、それぞれ定めております。

次に第十六条では目的外利用等の禁止について、第十七条では利用者の義務について、また、第十八条では指定管理者の管理上必要な立入り等関係者への質問及び指示について定めております。

第十九条では利用者の原状回復義務について、第二十条は損害賠償の事項について定めております。

第二十一条につきましては指定管理者等の守秘義務について定めております。

第二十二条では規則への委任について定めております。

なお、附則につきましては、第一項でこの条例の施行期日について、第二項及び第三項では経過措置を、第四項では指定管理者の指定に関する準備行為について、第五項では現行の五條市公民館条例の一部改正について定めております。

また別表につきましては、利用料金表となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（二十五番）の声あり）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） 指定管理者という言葉こそは良いのですけれども、結局もつと努力、市の体制で努力さえしたら、指定管理者で渡さなくても、市の職員、あるいは市の定年になった方、その方らでやっていく方が良いのではないかなど。何もかもを指定管理、指定管理と、それは、行政は逃げていくような、そんな気がしますので、そうじゃなしに、やっぱり今現在、三人おるところを二人でできないのか。あるいは五人のところ三人にできないのかと、そして、正職員が行くところを、もう定年になった人が行くとか、何とかそういう考え方をもって、もう一度全部、指定管理者というのをし直さんことには、何もかもが指定管理者、指定管理者ということになってきましたら、何か、五條市は逃げていつているんじゃないかなと、前向いていくのでなしに逃げて行つとると。これでは五條市の活性化にはつながらないと、こう思いますので、ひとつこの点は十分論議していただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第七、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定内容といたしましては、幼児を持つ保護者が、勤務の状況、また疾病等のため、家庭での保育が一時的に困難な場合、保育所において幼児を一時的に預かり保育するに当たり、保育料を徴収するため、地方自治法二百二十八条の規定に基づき、新たに条例の制定を行うものであります。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページを御覧いただきたいと思います。

具体的な条例の内容を説明申し上げます。

条例の主な内容といたしまして、第一条ではこの条例の目的を、第二条関係では事業内容を、第三条では対象児童、第四条では実施の施設を、第五条では保育料とその減免について、第六条では委任についてを定めております。

附則につきましては、施行日を規定するものでございます。

なお、別表については、一時預かりの基準の額を示しております。

以上で提案理由の説明を終了させていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）この第二条の中のこれ、（一）、（二）、（三）なんですけれども、ここに（一）には平均して週三日を限度とするという、この三日という根拠。そして（二）、これも緊急の保育事業、その保護者に対して一箇月を限度とすると。この（三）に対しても、一時的に利用が必要なる児童に対し平均して週三日を限度とするという、この三つに対しての根拠をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（川村家廣）水脇健康福祉部長。

○健康福祉部長（水脇正雄）太田議員の御質問でございます。本条例の第二条、事業内容の（一）、（二）、（三）の各日にち、（一）でしたら週三日を限度、（二）でしたら一箇月を限度、（三）につきましては週三日を限度ということが、根拠としてはどうかということでございます。

一時預かりの実施は、平成十七年度からやっております。今回条例で制定するものでございますけれども、日にちにつきましては、ほかのショートステイ事業との絡みがございます。飽くまでその保護者の方が緊急に、例えば一日、ちょっとどうしても子供が見られないという場合とかのことでございますので、例えば（一）でしたら週三日を限度とするというような形にさせていただいております。

あと、例えば（二）緊急の保育、一箇月。これは、保護者の傷病ということ、入院とかされた場合ということでございます。それで、入院でも日にちがいろいろございますので、それはまた、いろいろ検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）あのね、基本的にこういうように書かれているんですけども、ある程度緩和できるような形の中で、これで確かに、やはり支障を

招く人も出てくると思うんですよ。だから、基本的なことはこれで、もうよろしいかわかりませんが、ある程度緩和できるような形の中で、やっぱりこの中に、附則にでも、要するに、それにまた支障が出る場合は市長の権限により、ほかでもそれは緩和できるといような、一つの要項を入れていただいて、ある程度もうちょっと緩やかなように、せっかいい事業をするんだから、これに制限されるんじゃないかと、ある程度緩和できるといような体制も整えていただいたら良いと思うのですけれども、その辺部長、どんなものでしょうか。

○議長（川村家廣）水脇健康福祉部長。

○健康福祉部長（水脇正雄）太田議員の御質問にお答えいたします。

確かに、日にちを週三日と決めますと、四日の場合は使えないのかというようなこともございます。そういう形のを、なるべく利用者が柔軟に使えるようには、今後この条例の運用につきましては規則とか、いろいろ考えて、対応していきたいと思っております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）ありがとうございます。

そしたら、附則の中でここに入れていただけると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（川村家廣）水脇健康福祉部長。

○健康福祉部長（水脇正雄）それはちよつと、担当課長などと検討させていただきたいと思っております。（「また、回答ください。」の声あり）わかりました。また検討して、回答させていただきます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第八、議第七十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十七号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十七号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十五ページを御覧ください。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されるため、所要の整備を行うものでございます。

今回の船員保険制度の改正を受け、地方公務員である船員のうち、再任用短時間勤務職員については、これまで船員保険法が適用されておりましたが、常勤の地方公務員である船員と同様、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うこととしたものでございます。

議案書三十六ページをお開き願います。

第二条第二号を削り、各号の条文を整備するものでございます。

第十六条中、「及び第四十六条の二（船員である職員に関する部分に限る。）」の文言を削ることとしておりますが、本市では、これに該当する職員は存在しておりません。

なお、施行期日につきましては、平成二十二年一月一日から施行するものでございます。

また、経過措置につきましては、船員保険法の職務上の事由による保険給付に関する経過措置については、雇用保険法等の一部を改正する法律、附則第三十九条により、なお従前の例によるとされているため、所要の措置を講ずるものでございます。

以上で、議第七十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第九、議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十七ページから御覧ください。

本案は、国家公務員退職手当法の一部改正に準拠し、本市関係条例の一部を改正するものでございまして、第一条におきましては職員の退職手当に関する条例の一部改正を、第二条におきましては企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、それぞれ所要の改正をいたしております。

なお、当該改正の趣旨でございますが、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼回復に資するため、退職後においても、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとするなど、退職手当について、新たな支給制限及び返納に係る制度を設けたものでございます。

更に、処分を受ける者の権利保護の観点から、当該支給制限若しくは返納を行う際には、その処分について調査、審議する、退職手当審査会を設置する規定を加えたところでございます。

それでは、主な改正内容について御説明を申し上げます。

まず、議案書三十八ページから三十九ページでございますが、第二条の二にありましては遺族の範囲及び順位の規定でございますが、改正前の内容と特段の変更はございません。

以下、四十ページの上段までは、改正に伴う引用条文の整理でございます。

続きまして、第六条の四第四項第一号におきましては、基礎在職期間について、当該期間の除外規定の整理を行うものでございまして、同条の四第四項各号の改正につきましては、退職手当の調整額につきまして、その勤続期間について、自己都合、自己都合外を明確にしたものでございます。

以下、引用条文の整理並びに構成を行っております、四十一ページ記載の第十一条以下より、このたびの改正趣旨でございます支給制限及び返納等の制度を設けております。

まず、第十一条でございますが、定義といたしましては、懲戒免職等処分及び退職手当管理機関について規定いたしております。

続きまして、第十二条につきましては、懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限とその手続につきまして規定いたしております。

続いて、四十三ページ中段を御覧ください。

第十三条では、退職日前の刑事事件に係る起訴や退職金支払前の起訴に係る支払の差止め処分に関する規定など、退職手当の支払の差止めに関する事項と、その手続並びに期間等について規定いたしております。

続きまして、四十六ページ中段を御覧ください。

第十四条におきましては、退職後、退職手当が支給されていない場合においては、禁錮以上の刑に処せられた場合にあつては退職手当を支給しない処分を行う規定を設け、その手続について規定をいたしております。

続いて、四十八ページを御覧ください。

第十五条におきましては、退職手当が支給された後に禁錮以上の刑に処せられた場合にあつては、退職手当の返納を命じる処分並びに手続につきまして、それぞれ規定いたしております。

続きまして、四十九ページ中段を御覧ください。

第十六条におきましては、死亡退職の場合においては、懲戒免職相当に該当すると確認された場合にあつては、その者の遺族に対して退職手当の返納を命ずる処分を行うとしたこと、更に第十七条にあつては、退職金支払後、本人が死亡し、その後において懲戒免職相当に該当するとの確認に至

った場合について、その相続人から退職手当相当分を納付されることなどを規定いたしております。
続きまして、五十二ページ下段を御覧ください。

冒頭にも申し上げましたとおり、第十八条におきましては、処分を受ける者の権利保護の観点から、支給制限や返納処分を行う際には、当該処分につきまして、調査、審議するため、退職手当審査会の設置について規定いたしております。

続きまして、五十三ページ下段から五十四ページを御覧ください。

第二条におきましては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして、併せて改正をお願いするものでございます。
なお、本案につきましては、今回の改正に伴う所要の改正でございます。

最後に、附則におきましては、第一項として、施行期日を公布日によるものとしております。

また、第二項におきましては、経過措置についての規定でございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十、議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄）ただいま上程されました議第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し

上げます。

議案書五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立の小・中学校の給食につきましては、御承知のとおり自校方式で給食を実施しております大塔小・中学校を除きまして、市の学校給食センターで一括調理して調理搬送する、センター方式により学校給食を実施しておるところでございます。

一方、同じ教育委員会管轄の幼稚園二園につきましては、学校給食センターでは給食を作っておらず、自園方式で、五條幼稚園の給食室で調理し、西吉野幼稚園へも搬送しているところがございますが、かねてからこの幼稚園二園の子供たちの給食につきまして、学校給食センターで一括して調理し、搬送する方法で実施できないか、研究、検討してまいったところがございます。その結果、給食の献立や量、学校給食センター側、また、幼稚園側の受入れ体制についても特に問題はなく、保護者の方々にも基本的に了承いただいたことから、来年四月から、幼稚園二園につきまして、学校給食センターによる給食を行うべく準備を進めていくこととなったところでございます。

また、このことにより、幼稚園給食の安全性が更に高まり、また、市の行財政改革にも寄与するものであると考えておるところでございます。

このようなことから、本条例改正の内容につきましては、根拠条例となります五條市立学校給食センター設置条例の第四条に規定されております同センターの事業に幼稚園の給食を追加する旨の改正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、議第八十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄） ただいま上程されました議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年九月議会に上程し御審議をいただいたところでございますが、その結果は可決をいただけなかったものでございますが、このたび再度、更なる経費削減により財政再建を行うという市の行財政改革の重要性とその目的達成のため、また、民間活力やノウハウを導入して更なる施設の有効活用と住民サービスの向上を目指して、市立図書館に指定管理者制度を導入すべく、それらに必要な条例改正を上程させていただきます。

それでは、議案書五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、条例の名称につきましては、「五條市立図書館設置管理に関する条例」とあるのを「五條市立図書館条例」に改めるものでございます。

第一条につきましては図書館の設置目的を、第二条は図書館の名称及び位置を、また、第三条は配置する職員を定めております。

第四条から第七条までは、それぞれ指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、また、指定管理者が行う業務について定めております。

次に、第八条では開館時間について、第九条では休館日等に関する事項を定めております。

第十条では管内規律及び入館制限について、第十一条では利用者の原状回復義務について定めております。

また、第十二条では損害賠償の義務について、第十三条では秘密保持義務について、それぞれ定めております。

次に、第十四条につきましては図書館協議会の設置を、第十五条につきましては施行規則への委任規定を定めております。

なお、附則につきましては、第一項では施行期日を、第二項では経過措置を、第三項では準備行為について、それぞれ定めておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、議第八十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）ただいま上程いただきました議第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の全部改正につきましては、五條市立老人憩の家におきまして指定管理者制度を導入するため、改正を行うものでございます。恐れ入りますが、議案書の六十四ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、第一条、第二条におきましては、施設の設置及び施設の名称、位置について定めております。

次に、第三条から第五条におきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定について、それぞれ定めております。第六条、第七条におきましては、開館の時間と休館日について定めております。

第八条におきましては、指定管理者が行う業務について定めております。

六十六ページでございます。

第九条から第十六条におきましては、老人憩の家利用者の利用資格と利用許可、利用許可の取消し等また利用料金、利用料金の收受、利用料金の返還並びに目的外利用の禁止、損害賠償等を定めております。

次に、六十八ページを御覧いただきたいと思っております。

第十七条におきましては、指定管理者の秘密保持義務について定めております。

また、第十八条におきましては委任については定めており、この条例に関し必要な事項は市長が別に規則で定めるとしております。

次に、附則におきましては、施行期日、経過措置及び準備行為について定めております。

六十九ページの別表につきましては、老人憩の家の利用料金表を定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十五番」の声あり）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）これも指定管理者ということですけども、先ほどの図書館のときにも、余り早めに終わられたんで、言うことができなかったんですけども……。これも同じように、やっぱりもう一回、きちんと、ただ渡して逃げていくだけやなしに、元々の、この本当の中身をもっと知るべきではないかなと思うのです。要は、電気料とか、そういうものはほとんど変わらない。指定管理者に変わってみても、恐らく人件費だけが変わるということになりましたら、その人件費の削減は、現在、この公共でやったらどうなるんかということから、やっぱりもっと真剣に考えて、何もかもを指定管理者に渡してしまつたら、一年に一回の報告だけを受けたらいいということになってきたら、こんなもの、本当のサービスというのはどこにいくのかなど、何のために建つたんかということになりますので、やっぱり、もっともっと真剣に、慎重にやっていたきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十三、議第八十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。上田生活産業部長。

〔生活産業部長 上田卓司登壇〕

○生活産業部長（上田卓司）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年九月議会に上程させていただきましたのが、御審議いただいた結果、否決となったものでございますが、このたび再度、経費削減により財政再建を行うという市の行財政改革の重要性とその目的達成のため、また、民間活力やノウハウを導入し、更なる施設の有効活用と住民サービスの向上を目指して五條市衛生センターに指定管理者制度を導入するため、改正するものであります。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の七十ページから七十四ページを御覧ください。

まず、第一条及び第二条につきましては、施設の設置と名称及び位置について定めております。

次に、第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務について定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、受入時間と休業日について定めております。

次に、第九条及び第十条につきましては、利用許可、利用許可の制限等について、それぞれ定めております。

次に、第十一条及び第十二条につきましては、利用料金及び利用料金の収受について定めております。

次に、第十三条につきましては秘密保持義務について定めており、第十四条につきましては委任について定めております。

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

次に、附則につきましては、施行期日、準備行為について、それぞれ定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」、「五番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）一般質問でも取り上げておりますので、また、厚生常任委員会に諮られますので、簡単にさせていただきます。

この事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、この間やられてきているわけですね。その第四条には、国の責任、都道府県の責任、そして市町村の責任、これは明確にされています。

国の責任は、「廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない」と、この、国の責任が明確にされております。

都道府県は、「市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努める」ということです。

市町村の責任は、「その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める」と。

これだけ特別な法律を作って、国、都道府県、市町村の責任を明確にして行われなければならない、個人では処理のできない大変重要な業務なんですね。しかしこれでも、長年、市民と、し尿処理センターの間でのトラブルが絶えないわけです。やはり、そういう法的根拠、業務の複雑、困難さから言っても、指定管理者というのはそぐわないのではないかと、思うふうに思います。

そこで質問ですけれども、現在のし尿処理場で業務に従事していただいております職員さんの人数、それと、その職員さんの中で、正職員と臨時の職員さんの人数、そして更にもっと、特殊な資格を持っている職員さんの資格内容、その人数、それを明らかにしていただけませんか。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 失礼をいたします。

衛生センターの職員につきましては、現在、正職員が六名勤めております。

それと、資格につきましては、これはちよつと申し訳ないのですけれども、今の時点で手元に書類がないものですので、後ほどまた御報告させていただきます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 簡単な質問ですから、よく聞いてくださいよ。

全体六名のうち、正職員が何名で、臨時職員が何名か。資格については、部長がわかれへんだら、だれか課長さん知っていますやろ。こんなもん、長年やっているんや、これ。こんなもん、資格わからんはずあれしませんかな、あの処理場を管理する上において。そんな、法律にきっちり合った名称でなくてもいいのですからね。大体どんな資格の職員が配置されているのか。そんなもん、担当課長さん、わかりませんか。言うたって

ください。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 失礼をいたします。

六名すべて正職員でございます。

それと、資格でございますが、ボイラー関係がございまして危険物の取扱主任者、それから、廃棄物の処理の技術管理者、し尿関係。それと、酸素欠乏危険作業主任者というような資格の者を、この指定管理者におきまして従事するようにということの指定はさせていただくということでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） これだけ、大きく分けて三つの重要な資格の要る人を配置せんいかんわけですね。こんな重要な施設を、また民間の業者に、その資格を持った人を確保してやりなさいということよりも、今もう、せっかく正職員ばかり六名やったら、指定管理にしたかつて、皆さんに辞めてもらうわけにはいきませんよ。どっかの職場に配置してもらわないかんから、給料をそのまま払わないかんわけですよ。

この間、指定管理者にした上野公園とか、あの辺の中には、正職員及び臨時職員の皆さん方がおられましたので、正職員はほかの職場に配置されて、臨時職員は指定管理者に引き続き雇用してもらおうという方法をとったけれども、一名は雇用してもらえなかったというようなことも聞いております。

しかし、正職員六名だったら、これ全部、定年の年齢に達していないとか、早期退職勧奨制度を利用して退職するという人がおられない限りは、定年までいってもらわないけませんよ。辞めてもらうわけにはいかんわけですよ。人件費は、何も減りませんよ。そやから、もつとこんなおおざっぱな議案ではなしに、ここで出してもらおうというのは無理かわかりませんけれども、厚生常任委員会ではきっちりした資料を出すべきです。

それと、もう一つ聞いておきますけれども、今現在の処理場は、耐用年数が切れて、改築せんいかんということになっているわけです。そしたら、改築をするその責任は、指定管理者に負わすのか、それとも、改築の責任と業務は指定管理者じゃなしに市がやるのか、今から指定管理者に指定したときには、指定管理者は全く改築の業務には携わってもらわないで、現在の古い処理場の管理そのものだけをやってもらおうのか、ちよつとその辺、答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 質問にお答えをさせていただきます。

新しい施設に関します指定管理者の関与ということでございます。これについては、一切ございません。すべて市の方で設計もし、工事も発注をするということでございます。飽くまで、指定管理者は、現在の施設の運営ということでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）最後、もう一点だけ申し上げておきます。

新しい施設ができたら、その施設の内容は、今よりもレベルアップしているわけですね。だから、現在正職員は六名必要ですけれども、新しい施設の場合はどういう資格の人が何人必要かということも、もうちょっと、できてからしかはつきりわからんのと違いますか。だから、この施設そのものは指定管理者にするのは適切でないというふうに、私は判断していますけれども、きっちり考えれば、新しい施設ができて、必要な職員、必要な資格者、そのことを五條市としてはつきりつかんべから、また指定管理者にしたらいいかどうかの検討をするという、順番と段階を踏まなあかんと違いますか。こんな、もう改築が迫られているのに、また指定管理者にもするというような、これはとても無謀なやり方ではないかなというふうに思いますので、指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（川村家廣）ほかに、いいですか。（「十五番」の声あり）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）これはもう、九月議会にも言わせていただいたのですけれどもね、もうここにきて、いつ……もう三十一年たっていますんですからね。このままでしたら、いつ改築しても……、早くせないかんわけですね。市長、これ、よく聞いといてよ。私、反対しているのと違います。市長は、この前、私が九月議会に言うたからということ、田原が、し尿処理場反対や、徹底的にやったるで、ということ、市の職員を使って、私に言いに来ておる。これ、どういうことか……。私は反対しているのと違います。一つは、あそこに直接投入できるということです、工事中は。工事中に直接投入できるとするならば、それを直接投入する投入口は造らなければなりません。造ったら、市長の交渉次第で、市長の行動次第で、これはできますんやで。そやけれども、一切もう……、あそこで建てるというのが基本ですから、県とも交渉する必要はないという形です。おられますけれどもね。何回でも言いますけれども、県は平成十八年の二月に、知事から、当分の間は、工事中は投入してもいいということの許可をもらっているのですよ。それを、これ、どうしようという。そして、指定管理者になぜしなければならぬのか。今でも三千万からの……、年間の修理費だけでもかかっているのですよ。今度指定管理者に変わったら、その修理代が、どこにどうしていくのか。その指定管理者が受けた限り、

緊急を要したということをやっていきましたら、こんなもの、ざるに水を入れているようなものですよ。そやから、そういうことではなしに、もしするのだつたら、工事をちゃんとして、そして今、市長が出しておりますけれども、七六キロは要りません。今現在は、五條市だけで三五キロでいつているわけですから。だから、もうあと、別の市からは取らんなんことないですよ。三五キロの施設を造つたらいい。そして、一キロ当たりの、造る料金がこの前出ていましたけれども、三千万から四千万という……、そしたら、十二、三億でできるわけですやろ。それも今、大淀町、下市町が計画しておりますことは、一次処理、二次処理はやって、三次処理はあの中に流すということをや、これで計画をしているのです。

前もって、本当の五條市の改革ということをや、もつともつと考えたらどうか。市長の思っておることをやって、それに反対する……、反対じゃなしに、そうした意見を言う人は私に反対しているんやという、こういうお粗末なことじゃなしに、私があれば言ったのは五月二十九日に、初めて出てきたわけですやろ。そして、七月二十五日に。それまでに、県に行つてちゃんと話をしてくれたらいいわけで、何もせんと、自治会に話をしに来て、そして、それから八月二日、三日から十日ほどの間に、四自治会に説明に行つたと。これも聞いていますんや。川端地区に来ているけれども、説明と違う、脅迫やと。こんなことしながら、自分の思うように何でもやろうという、そういうのじゃなしに、こういう大事業はやっぱり真剣に。

そして、川端に二つもあります、し尿処理場と流域下水道。そやから、この流域下水道に直接流させてもらつたら、周辺整備、跡だけならしてきれいにしたら、地元も喜ぶのです。わざわざ造らんなんことは、何もなし。そやから、もうちよつと。そしてこれ、今からやってみても、工事にかかる間は、県に直接入れさせてもらつてもいいということになっておるその間でも、指定管理者の経費がかかっていくという。そうではなしに、指定管理者にするのであれば、ちゃんとしたものを造つてからと。そういうようにひとつ、是非とも行政でやっていたかかないことには、こんなものだけで前に進んでいくというのは、これは到底、私たちは納得できるわけではないです。本当の行政改革というのは、こんなものと違います。（「答弁要らん。」の声あり）

○議長（川村家廣）市長、答弁要らないそうです。（「言わせてよ。」、「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）大谷議員からも、また田原議員からも、また同じことになるかもしれないけれども、まず基本的に九月議会で否決をされたということは、もう御存じのとおりですけれども、今これを上程されていますけれども、九月議会に上程された内容と今回出された内容、当然違つてきていると思いますが、どこが違うか、どれだけ協議して変わったのか。その辺をちよつと教えていただきたいと思ひます。

○議長（川村家廣）上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司）お答えをさせていただきます。

原案的には、中身は変わってはおりません。

九月議会のときにも御説明をさせていただきましたように、五條市の行財政改革、これを主として考えていっております。再度御審議を、ということとで、今回挙げさせていただきました。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）部長ね、それは部長の意見じゃないと思うんですよ。当然九月議会に、議会として議論をした中で否決となったと。それをまた、同じものを上程するということは、まるっきり議会を軽視しているのではないかと。やはり、内容を変えて、協議して、議会上程するのならば、議会で通るような態勢に作るべきだと、私はそういうふうに思っています。まるっきり議会を無視しているのではないかと、まず第一思うわけですから。

その中で、もし内容を変えていないとすれば、私が一般質問で言わせてもらいましたけれども、二百二十三億円の中に、三十億という、市長が言っておられる、これはもう三十二年もたっている、老朽化していると、これはもう建て替えずにはならないということは、私たちも認識はしております。そういう、これだけ老朽化した形の中で、指定管理者とするならば、人に渡すものならば、ちゃんとした形を整えて渡すのが基本前提だと思います。老朽化して、もうやり替えずにはならないという前提の中で、拙速になせするのかなという、私は一抹の疑問を持っています。

そして、もう一つ、昭和五十三年二月二十五日に建築をされていると。この時期となれば、まだ耐震の形に至っていない状況のときであります。ということとは、早急に建て替えをするなり、補強するなりしなくてはならない。そういう現実、今は状況にある中で、指定管理者にするということ自体がおかしいのではないですか、部長。人に渡すとき、家が壊れたものを、お前のところととってくれと、そんなことができますか。きちっとして、悪いところは直して、そして、財政状況が厳しいから安くでやってくれというならわかりますけれども、今のやったら、もう家のつぶれているところに、お前のところ、安くしてくれよと。こんな行政のやり方、ないでしょう、部長。多分部長はわかっている。多分市長の考え方で、何せ出したらいわという無責任な対応で出していると思うのですけれどもね。

前にも、一般質問でも言ったと思うのですけれども、もっと市長に指導しなくては。まるっきりわかっているのですから、部長。そのための事務的なトップでしょう。私は本当に、部長にお願いしたい。市長はまるっきりわかっているし、もう何も考えていない。自分の思いどおりにしようという無責任さがね、議会で混乱を招いている。部長、違いますか。だから、耐震補強せなならんということ、部長は知っているでしょう。そうい

う指導も。今言ったように、ぼろぼろの家を、お前のところできちんと管理せよと、そんなこと、できますか。まして市長は、三十億でやり替えると言うて、今の一般質問でも言っているわけですよ。老朽化しているから、これ、直さないかん、今までの行政が悪かったって、そこまで言い切つてやり替えると言っているのに、ぼろぼろのところ、指定管理者にせよって。こんな行政の在り方、部長、よろしいですか。多分、部長はわかっていると思う。聞かない市長やから言うてもしれないと思うかわからないけれども、それを指導しなくては。このままいたらむちゃくちゃになりますよ、部長。政治生命……、市長はあと一年ちよつとで任期はきまますけれども、そんな無責任な市長に任せなくて、やっぱりプロの部長が、それを明確に、きちつと指導してやらなくては、むちゃくちゃになりますよ。私の言っていること、間違いですか。一遍部長、回答願います。(笑声)(議場に声あり)

○議長(川村家廣) 太田議員、市長の答弁要りますか。(「部長に一言だけ」、「五番」の声あり) 五番太田好紀議員。

○五番(太田好紀) 部長ね、今部長に教育できるかよという、市長、こういう考え方はなくして、自分は無責任で極まりないと、まして何もわかっていないと、だから部長、指導したってくださいとお願いしているのですよ。

もうちよつと行政の在り方、また基本的なことを、私一般質問でも言わせていただきました。まるつきり理解もしていないし、今、市長は、自分の独断と偏見で進めているでしょう。それは、行政ではないですよ。自分の会社やったらそれでいいかもわかりませんが、ちゃんとした法律に基づいて、手順を踏んでやっていくというのが、行政なんです。市長一人の、個人の会社じゃありませんよ。だからこれだけ、三十億もかかるという事業の中で、拙速に指定管理者……、何でもかんでも指定管理者……、ちゃんと手順を踏んで、きちつとした形の中で、民間に、指定管理者制度にするのが当然で、今の形でできることないですよ。それを、今聞いたら、九月議会で否決したにもかかわらず、また内容もすべて変えずに出すという、こんなこと常識から考えられませんよ。議論になりませんよ。

だから部長、市長に言っても多分無理だと。そやけど、部長はプロですから、市長の言うことを無視して、幾ら執行権を持っているからといっても、そこらもつと専門のプロとして、これから指導して、正常化に戻すように、ちよつと努力してほしい。こんな、今の状況で、出せるような状態ではないということです。そこら部長、担当部局と……、市長が何であろうと、私たち議員がバックアップします。頑張ってください。

終わります。(「七番」の声あり)

○議長(川村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番(藤富美恵子) 指定管理者制度につきましては、私は基本的に賛成でございますが、一般質問でも、何度も申し上げていますとおり、選定委員に

ついででございますけれども、従来から副市長であるとか、総務部長が選定委員に入っておられますので、そうではなくて、今後は、全部外部の方をお願いされるという方法でやっていたらいいと思います。

それから、選定委員の人数も七人から五人とかという感じで、人数も変わっておりますけれども、多いのがいいのか少ないのいいのかわかりませんが、その辺のところは順じ検討していただいて、適正な人数でやっていただきますように。

この前の一般質問で、市長、そういうことを検討せよと言うのなら検討しますけれどもという答弁をいただいているのですけれども、この選定委員についてはいかがでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 副市長がすべて委員長という形で、そういうことで判断はさせていただいてやっておるということでございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） それはよく存じています。

ですから、今私が提案させていただいているのは、よそのまちでもやっておりますけれども、公平、公正さを期するために、全員外部委員で、委員は全員外部の方になっていただくということについて、今質問させていただいておりますが、市長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それは先ほども申しましたように、副市長にすべての判断をゆだねて、行うようにしておりますということでございます。そういう御質問の内容も含めて、副市長にすべての権限で判断しなさいということは言うております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） それでは、今と同じ質問を副市長にしたいと思っておりますので、副市長の答弁を求めます。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 藤富議員の御質問にお答えいたします。

他市の状況も一応検討したんですけれども、大体半々くらいということで、役所がノータッチというところもあるのですけれども、その辺も、他市の状況も見てもう一回検討したいと思っております。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）よろしくお願いいたします。

他市の状況、半々ということですので、やはり市民の皆さん、これ二度ばかり指定管理者制度を、私も一般質問をさせていただいていますけれども、公平、公正さに欠けるのではないかという意見もたくさん伺っておりますので、その点から言えば、他市は他市として五條市で一番いい方法をとっていただきたいと思えます。また、回答を待つておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十四、議第八十三号を議題にいたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。上田生活産業部長。

〔生活産業部長 上田卓司登壇〕

○生活産業部長（上田卓司）ただいま上程いただきました議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、ペット等の小動物の個別火葬を可能とした取扱いをすることを目的として改正するものであります。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

お手元の議案書の七十五ページ、七十六ページを御覧ください。

小動物の火葬につきましては、これまで合同火葬となっておりますが、ペットは家族の一員であるという思いから、近年特に市民の方々から、収骨もできる個別火葬の要望が多く寄せられているため、今回、第七条、使用料の別表において「小動物（個別火葬）」の欄を追加するものであります。

使用料につきましては、一〇キロ以下の動物につきましては、市内在住の方二万円、市外在住の方八万円、一〇キロを五キロ増すごとに、市内在住の方二千元、市外在住の方八千円の割増しとしております。

また、同表備考三項に、当日に、火葬、収骨を希望する場合の使用時間を定めております。

なお、附則では、施行期日を平成二十二年四月一日と定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十五、議第八十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十四号 財産の取得について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十四号 財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十七ページを御覧願いたいと存じます。

本案は、平成二十一年三月議会でも御議決いただきました（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業に必要な用地を、平成二十年度から四箇年で取得しようとするうちの二箇年目でございます。

地方自治法第九十六条第一項及びに議会の議決に付すべき契約及び財政の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるもの

であります。

まず、取得する財産の所在地です。五條市小和町一二四三の一ほか二十筆で、地目は、山林ほかでございます。

面積につきましては六〇、四三九・九二平方メートル、取得予定価格は二億八千四百八十一万一千四百円でございます。

取得の相手方は、五條市本町一丁目一番一号 五條市土地開発公社 理事長 榮林勝美でございます。

以上で、議第八十四号 財産の取得につきましての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十六、議第八十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十五号 和解について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十五号 和解についての、提案理由の御説明を申し上げます。

誠に恐れ入りますが、議案書七十八ページからを御覧ください。

この件につきましては、平成二十年第一回定例会におきまして専決処分の報告並びに承認をいただき、訴えの提起を行ったものでございますが、内容といたしましては、現在、大塔町にごございます阪本集会所の底地につきまして、土地所有者●●●●氏と奈良県信用保証協会を被告として、奈良

地裁葛城支部に第三者異議事件を提起し、●●氏に対し、本件土地のうち集会所底地について移転登記手続を行うよう求め、また、奈良県信用保証協会に対しましては、強制執行中の競売取消請求を要求したものでございますが、十数回の裁判を重ね、このたびようやく裁判所において和解案が提示されたところでございます。

和解の内容といたしましては、お手元の議案書のとおりでございますが、まず、第一項（本件土地の売買等）につきましては、五條市は当該土地四百九十九番地すべての土地を代金五十九万円で買い受ける。被告●●氏は、金員と引換えに、所有権移転登記手続をするという内容でございます。

次に、第二項（和解金の支払等）につきましては、●●氏は奈良県信用保証協会に対し和解金として金二百二十九万円を支払う。これと引換えに、同協会は不動産競売開始申立事件を取り下げ、各不動産に設定した根抵当権設定登記の抹消登記手続をするものものとさせていただきます。

次に、第三項（強制執行停止申立ての取下げと担保取消し）につきましては、(一)では、原告は、強制執行停止の申立てを取り下げ、被告協会はこれに同意することとし、(二)では、被告協会は、担保の取消しに同意するものものとさせていただきます。

次に、第四項（被告●●の本件土地賃借権）につきましては、五條市と●●氏の間には、本件土地のうち、●●氏の所有する建物の敷地部分に別途賃借借契約を締結するものとするという内容でございます。

次に、第五項以降につきましては、その余りの請求の放棄、清算条項、訴訟費用について記載をされております。以上が、和解案の概要でございます。

市といたしましては、裁判所の和解勧告に従いまして解決をしたいと考え、今回議会の議決を求めるものものとさせていただきます。何とぞ、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、議第八十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田教育部長。

〔教育部長 吉田辰雄登壇〕

○教育部長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。議案書八十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る十一月十六日に開催されました市の指定管理者選定委員会において選定されました同資料館の指定管理者候補者を、地方自治法の規定に従いまして同資料館の指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市賀名生の里歴史民俗資料館でございます。位置は、五條市西吉野町和田二十七番地の一でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は、和田自治会でございます。代表者は、自治会長●●●氏でございます。住所は、奈良県五條市西吉野町和田二九八番地の一でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで三年間でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）指定管理者になる団体が決まったということでございますけれども、候補者は何名おられましたか。

○議長（川村家廣）吉田教育部長。

○教育部長（吉田辰雄）藤富議員の御質問にお答えいたします。

候補者は、一団体でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十八、議第八十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第八十七号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十七号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書八十五ページを御覧ください。

本件につきましては、五條市市民会館において指定管理者制度を導入するため、平成二十一年第三回九月定例会におきまして五條市市民会館条例の改正について御議決いただいたところでございますが、このたび平成二十一年十一月十三日に開催されました五條市指定管理者選定委員会におきまして、五條市市民会館を管理する指定管理者として、桜井誠文堂、代表者●●●を候補者として選定いただいたところでございます。なお、指定の期間については、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとなっております。

以上で、議第八十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第十九、議第八十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第八十八号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。福井西吉野支所長。

〔西吉野支所長 福井純二登壇〕

○西吉野支所長（福祉純二） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十八号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書八十六ページを御覧ください。

本件につきましては、五條市立西吉野コミュニティセンターにおいて指定管理者制度を導入するため、平成二十一年第三回九月定例会におきまして五條市立西吉野コミュニティセンター条例の改正について御議決いただいたところでございますが、このたび平成二十一年十一月十三日に開催されました五條市指定管理者選定委員会におきまして、五條市立西吉野コミュニティセンターを管理する指定管理者として、アスカ美装株式会社、代表取締役●●●を候補者として選定いただいたところでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとなっております。

以上で、議第八十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十五番」の声あり）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） 先ほども申しましたように、こうして指定管理者にと、次々とやっていくというのは、本当に中身をもっと精査して、やらないことにはいかんのと違うのかなと思います。

今現在、コミュニティセンターには職員が何人おられますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（川村家廣） 福井西吉野支所長。

○西吉野支所長（福井純二） 田原議員の御質問に、自席から失礼いたしましたしてお答え申し上げます。

現在、西吉野コミュニティセンターにおきまして、職員は、嘱託職員二名体制で管理運営を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）聞きにくかったけれども、二人おるということですね。

そして、お尋ねしますけれども、私が聞いておるところでは、一日に何も無いときがあるという。そして、余りあのセンターは使っていないというように、そんな話も聞いたのですけれども、大体一週間に何回くらい使われておるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（川村家廣）福井西吉野支所長。

○西吉野支所長（福井純二）ただいまの田原議員の御質問にお答えさせていただきます。

利用頻度でございますけれども、平均いたしますと週に二回から三回。ちなみに、二十年度の利用者は、一年間で一万二千二百四十五人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）こうして指定管理者に渡しますと、そやなしに、考えて、地元の自治会にでも、公民館というような形のものに取り替えて、そして、管理費として払って、その人が鍵を持っておって、必要なときに使うという、こういう方法をとったらいいのに、こうしてしまったら、週に二回や三回使うのに、ずっと二人が付いておると、そういうことを……。こうして、受けた人かつて、こんな迷惑ですやん。何もすることがないのですから。あそこで内職するわけにもいきませんしね。

だから、こうした指定管理者というのは、もつともつと考えて、本当に必要なものと、そしてどうでもいいものと、サービスが欠かせないものと、そういうものに分けて。こんなん、ほかの方が行くわけない。近くの人だけしか行かないということですから、これは何かの催物のときには、今の人数が、大きな人数になっておりますけれども、そのときには村の人全部が寄っていくという。それは、あそこの村の方々が、村ということではなく、十日、市関係の方々が、そこでそういう催物をするとか、また、ほかの方が借りる場合は、そこでキーを借りていって、あるいは管理人だけ一人置いておいて、そうせんことには、こうやってなんぼで渡したのか、金額は、今出ているのかもわかりませんが……。金額は幾らになっていきますか。

○議長（川村家廣） 福井西吉野支所長。

○西吉野支所長（福井純二） 選定委員会におけます上限金額の九百六十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。一年間でございませう。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） 一年間に九百六十万。こういう……、こんなん、どう思いまっせ、しかし。二見の公民館は、もっともっと大勢が使っていますよ。それこそ、五條で一番多く使っていますけれども、管理人として六万円かなんかもらっておるだけですやろ。

なぜこういう無駄なことを、そやから見直せと言うと。何もかも全部見直して。そしたら恐らく、管理人一人で預かって、みたら、月に十万も払ったら十分やってくれまっせ。二見のは、六万でやってもらっているんですよ。だから、そうしたものに変わっていくんことには、改革って何のための改革か。そして、管理者というのはどういう意味で、とにかく何でもかんでも逃げたらいという形のものにしかとられない。もっともっと考えて、行政というのはやっていくんことには、こんな大金をそこに、指定管理者に渡すというのは、これはいかなものかなと思います。

これはひとつ、また付託になりましたようけれども、よろしく御審議賜りたいと思います。
終わります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 副市長にお尋ねしたいのですけれども、これは当初……、五万人の森、阿田峯公園そして上野公園のときに一回否決になった。それは、同じ業者がとるのは駄目だと、みんな分散しろということで、二回目ときは分散して三つの業者がとったという過程があります。そのときはそういう形になって、今回また新たに出てきましたので、その中で、また同じ業者がとっているということなんですけれども、やはり五條の中では、より多くの人に、指定管理者制度に参加していただきたいというのが、私たち、一番最初のときの趣旨で、議論させていただきました。そしてそのときは、二回目のとき、再度否決になってから後には、三つの業者がばらばらになったということなんですけれども、今回また、そのとった業者が、今のコミュニティセンターになってきているわけですから、いいとか悪いとか別にして、より多くの人に五條市の、今、財政も厳しい状況の中で、市民もいろいろとそういう形で、いろいろと考える人もおるかもわかりませぬ。今回、これに関しては、ほかの該当者はいなかったということですか……ほかにもおったわけですか、一者だけですね。だから、そういう場合はいいですけども、まずは基本的に、より多くの人が参加できて、やはり今、五條市内で持っている人は除外をするとか、そして、いない場合においては、またその人が参加するという、いろんな形で、

より多くの人が参加できるような体制の確立をしなければ、専門的なプロになりますと、ほとんどが書き方とか、やり方というのは、相当ノウハウを持っていきますので、すべてがその人らに、指定管理者制度をとられる可能性がある。また点数も、より良い点数をとって、ほかにも、これから指定管理者制度が出てきますけれども、その人が、ほとんど全部そういう形で偏っていくのではないかなと。やはり、より多くの参加者がおつて、その中で選ばれるのならいいですけども、何か、今の状況でいけば偏っていくような状況がなきにしもあらずで、ただし、業者がおられない場合は仕方ないですけども、おる場合とか、いろんなことを考えたときは、もうちょっと総合的に、もっと全体が、みんなが受入れ態勢ができる体制も、ひとつ確立するべきじゃないかなと思うのですが、その辺副市長、最初、三つのときの考え方の趣旨を根底に考えたとき、今後また……、これがすべてまとまって出た場合でしたら、そういうことはないかもしれないかもしれませんが、多分、そのときそのときで、前回は三つ出た、また今回という形になっているから、そのときはそういう形で、別々だといつても、全体を考えたときには、そういう形になり得る可能性がこれからもまた出てくると思うので、そこらも踏まえて、副市長は体制をどう考えているのか。今後は、どういう形でやっていくのか、ちよつとお尋ねしたいと思います。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

前回は一件ずつということをやったのですけれども、今回は、ここへの申込みは一者ということで、こういうふうに使ったわけですけども、その辺は偏らないようにということと、配慮していきたいと思うのですけれども。

また、そこに働いている人も、これを指定管理者に出したらもう解雇というのではなしに、その指定管理者の人に、もしおたくに決まったら雇用もお願いできますかということなど、いろいろ含めて、進めているわけなんですけれども、できるだけ偏らないようにはしていきたいと思っております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そういう形の中で、五條の中で、より多くの人が参加できるような体制と、そして余り偏らない状況に、システムの中で、今後委員会の中でも検討していただきたいと思っております。

どうぞよろしく願います。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） コミセンのことでちよつとお聞きしますけれども、年間九百六十万で渡すということですか。そして、去年の経費、今は囑託が二

人おりますけれども、二十万の口が二人おるんやと思えますけれども、経費的に、去年の経費が大体いくらかかかっていて、九百六十万で渡した。それしたら、あその土地代百万以上、年間でかかっているのじゃないかな。西吉野は非常に高いわな、土地を借りているの。ここもそうやし、資料館もそうやし、保育所もそうかな。五條と比較したら、西吉野の借地料は非常に高いわけやけれども、この借地料は五條市が払うのですか。とられる方が払うのか。九百六十万で、経費がどれだけ節約になるのですか。

○議長（川村家廣） 福井西吉野支所長。

○西吉野支所長（福井純二） ただいまの益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、経費のことでございますけれども、昨年度の決算が一千三百八万円の決算となっております。三百五十万近くの削減になる見込みでございます。

それと、借地料の件でございますけれども、百五十万ほどの借地料があるのですけれども、それは今回の指定管理者の管理料の中から除外させていただきます。先ほど申しました決算についても、借地料は入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 一千三百八万には借地料百五十万が入っていないということか、この決算の中に。それで百五十万は、今回も五條市が払うわけ。これをとられる方が払わないということやな。一千三百八万で九百六十万、三百なんぼの行財政改革……、なるほど……（笑声）これやったら囑託で、二十万口二人いるんやろ、四十万か……、わかりました。（笑声）

○議長（川村家廣） 説明要りますか。（「結構です。」の声あり）

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第二十、議第八十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。上田生活産業部長。

〔生活産業部長 上田卓司登壇〕

○生活産業部長（上田卓司） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書八十七ページを御覧ください。

本件につきましては、五條市大塔天辻館において指定管理者制度を導入するため、平成二十一年第三回九月定例会におきまして五條市大塔木材加工品等展示販売施設条例の一部改正について御議決いただいたところでございますが、このたび平成二十一年十一月十六日に開催されました五條市指定管理者選定委員会におきまして、五條市大塔天辻館を管理する指定管理者として、大塔地産加工組合、代表者●●●を候補者として選定いただいたところでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとなっております。

以上で、議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定についての提案理由の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） この指定管理料は幾らですか。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 月に一万五千円の金額を、頂くという方でございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 今まで使われずに放っておいたということですが、当然修理はしなければならぬと思うのですけれども、修理されますか。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司）お答えさせていただきます。

九月議会におきまして、修繕ということで補正させていただきました。この金額が三百万ということでございましたが、二百五十万円以内で修理をするということで、現在やっておるところでございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）今まで放っておいたものを、二百五十万円の修理費をかけて、それは、一万五千元、家賃として頂くわけですけれども、その必要性について。

一万五千元頂いたとしても、二百五十万というお金を使わなければならないわけですから、その必要性をお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司）お答えをさせていただきます。

御存じのように、大塔天辻館につきましては、大塔町の星のくに周辺にあるところでございます。立地条件的には非常にいいのかなということで、大塔町の活性化を進めるために、今現在使われておられない施設を使っていたら、地場産業の発展に努めていただきたいと、このように思いまして、今回出させていただきました。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それでは、ちょっと質問を変えまして、この大塔地産加工組合、これは何をしている組合ですか。

それと、組合員数、組合員は何人おられますか。

○議長（川村家廣）上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司）お答えをさせていただきます。

大塔地産加工組合といいますのは、地元の方でコンニャク、それから、それぞれの地産というものを活用してやっていくということの組合を設立されたということを聞いております。

組合員数といたしましては、十名程度の方がいらっしやるといふうには聞いております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）二百五十万円の修理費をかけて、一万五千円の家賃をいただく。方法として、ただでお貸しして、御自分で修理をしていただくという方法もあったのではないかと思うのですけれども、そういうふうなことも検討されましたか。

○議長（川村家廣）上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司）お答えをさせていただきます。

この施設につきましては、指定管理に出す以前から、近くの方に一部分をお貸ししておったということがございます。これにつきましては、建物ではなく周辺の部分を、月に五千円という金額でお貸ししておったという経緯がございました。この施設に、市として指定管理者制度を導入して活性化するという事で、その方も含めて活用していただくという意味から、その場合に、建物の中で雨漏りとかがございました。そういったものを修理して、それから水が出ないということもございましたので、その辺、最低限の修繕だけはさせていただくということで、今回修繕をして、指定管理者制度を導入したということでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）今までは、五千円のお金をもらって一人の方にお貸ししておったと。そしたら、そのまま置いておいた方が、市は得やったん違いますの。一万五千円にあげてもらって、一万円の利益があるのか知らんけど、二百五十万円の修理費を払って、別段直してまで、そんな施設、もう持ちかねているんやろ、五條市かって、ぶっちゃけたところ。何でそんなもの……、黙って五千円もらっていた方が、五條としては得と違ったのか。一万五千円をもらうために、月に一万円上げるために二百五十万の投資をするって、これが行政改革になるのか。別段私も指定管理者に反対ではないけれど、指定管理者にするという大きな意味は、行政改革で、とにかく市の持ち出しを少なくしようというのが大きな趣旨やろ、指定管理者というのは、それにまったく逆行しているやないか、そんなん。放っておいたら毎月五千円入るのやろ、違うの。それを一万五千円にするために、二百五十万円投資をするって、そんなばかげた話はないと思えますけれども、僕は。

答弁結構です。（笑声）（「そんなあほなことしたらあかんわ。」の声あり）

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十一、議第九十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十号 市道路線の変更について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九十号 市道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の八十八ページ及び別添の地図を御覧願いたいと存じます。

地図中央付近の赤色表示の箇所でございます。

今回、変更をお願いいたしますのは、市道御山四号線でございます。この道路は、県道橋本・五條線の整備工事完成に伴い、県道の一部を市道に移管を受けまして、御山四号線に編入するため、道路法第十条第二項の規定により、起点の位置を、御山町二六二の一番地先から御山町二六四の三番地先へと変更するものであり、延長が、四一〇・四メートルから四三四・四メートルになるため、二四メートルの増となるものでございます。

以上で議第九十号 市道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十二、議第九十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページにつきましては、今回の補正は歳入歳出それぞれ三億五千六百六十二万四千円の追加でございまして、歳入歳出の予算額はそれぞれ百七十一億八千四百三十六万三千円となります。

まず始めに、歳出について主なものを御説明申し上げます。

十二ページを御覧いただきたいと存じます。

二款総務費、十目自治振興費、二十二節補償補填及び賠償金百九万円につきましては、大塔地区阪本集会所用地に係る裁判の不在者財産管理人申立て予納金五十万円と、和解金五十九万円でございます。

三款民生費、二目障害福祉費、委託料百五十七万五千円につきましては、障害者台帳のシステム変更委託料でございます。

十九節負担金補助及び交付金二百二十五万円につきましては、社会福祉法人あすなる園増築に対する補助金でございます。

二十節扶助費九千三百四十二万五千円につきましては、サービス単価が高くなったこと及び受給者の増による障害福祉サービス費給付金の追加でございます。

次に、十三ページに移らせていただきたいと思っております。

九目老人福祉施設費、十四節使用料及び賃借料百四十六万七千円につきましては、花咲寮入所者の福祉用具等の利用料の追加でございまして、

三項生活保護費、二目扶助費、二十節扶助費二千万円につきましては、医療扶助費、生活扶助費等の追加でございまして、

十四ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、三目母子保健費、十三節委託料九百万円につきましては、妊産婦検診の公費負担が十四回に増えたことによる追加でございます。

七目斎場費、十一節需用費百万円につきましては、動物炉の収骨場所の改修費用でございます。

九目水道事業繰出金、二十八節繰出金百万円につきましては、簡易水道特別会計への繰出金の追加でございます。

二項清掃費、二目塵芥処理費、十三節委託料三百万円につきましては、新処理施設の基本構想策定業務委託料でございます。

十五ページに移りまして、五款農林業費、二目林道管理費、十二節役務費三百万円につきましては、十月に発生いたしました台風十八号による林道

十六路線の崩土取り除き費用でございます。

四目治山事業費、十五節工事請負費百三十八万円につきましても、台風十八号により発生した上野町の崩土補修工事費でございます。

六款商工費、三目観光費、十三節委託料二百万円、十五節工事請負費四千六百四十万円、十八節備品購入費三百二十万円につきましては、本年七月十三日に発生した火災で焼失した赤谷キャンプ場の管理棟、大型バンガロー二棟及び作業小屋の建設工事費と監理委託料及び施設に必要な備品購入費でございます。

四目公園管理費、十三節委託料二百六十五万円につきましては、台風十八号による五万人の森公園の倒木等の処理費委託料でございます。

十六ページに移りまして、衛生センター建て替えに伴う周辺環境整備基本構想計画書策定委託料二百五十万円でございます。

七款土木費、二目都市公園管理費、十一節需用費二百五十四万につきましては、老朽化が著しい上野公園の遊具の修繕料でございます。

十三節委託料百六十万円につきましては、台風十八号により冠水した上野公園の泥撤去等清掃委託料の追加等でございます。

十八節備品購入費百五十万円につきましても、台風により冠水して故障いたしましたポンプの購入費用でございます。

八款消防費、一目常備消防費、十一節需用費百万円につきましても、来年度採用予定の消防職員二名分の被服費でございます。

なお、採用予定十七名のうち残り十五名分の被服費につきましては、消防業務委託元である十津川村で購入することになっております。

五目災害対策費、十三節委託料二百八十五万円につきましては、ジェイアラート・システム構築委託料でございます。これは地震や津波など、緊急情報を国から市町村に、直接、瞬時に伝達するシステムで、全額県費を財源といたしております。

次に十七ページに移りまして、九款教育費、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十五節工事請負費五百万円につきましては、五條幼稚園の給食室改修費用と西吉野幼稚園のグラウンド拡張整備工事費でございます。

十七節公有財産購入費二百六十二万八千円につきましては、西吉野幼稚園の隣接地をグラウンド用地として購入する費用でございます。面積は、一七五・二平米でございます。

四項中学校費、一目学校管理費、十五節工事請負費三百万円につきましては、来春重度の肢体不自由児が五條東中学校へ入学してくるため、校舎の段差解消やドアなど、最低のバリアフリー化をするための費用でございます。

七項保健体育費、四目学校給食センター費、十一節需用費二百万円につきましては、蒸気配管の修繕料、十三節委託料百万円につきましては、その蒸気配管全体の腐食箇所を調査するための委託料でございます。

十八ページに移ります。

十一款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目農地災害復旧費、十五節工事請負費一千七百六十万円につきましては、台風九号による災害復旧が三在町ほか二箇所、台風十八号による災害復旧が御山町ほか九箇所でございます。

二目林道施設災害復旧費、十五節工事請負費三百三十九万八千円につきましては、林道勢井北又線の復旧工事費でございます。

二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十一節需用費六百十九万六千円、十五節工事請負費一億三百二十八万円につきましては、城戸大峯線ほか十二路線の路肩崩壊等の災害復旧工事費と北谷川の復旧工事費並びにそれに係る事務費等でございます。

次に、歳入の方を説明させていただきます。

六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を御覧いただきたいと存じます。

十款地方交付税で五百五十万円、十二款分担金補助及び交付金で七百五十七万一千円、十三款使用料及び手数料で百六十二万七千円、十四款国庫支出金で一億二千八百二十九万五千円、十五款県支出金で五千四百十六万円、十八款繰越金で四千六百二十四万一千円、十九款諸収入で六千九百五十三万円、二十款市債で三千八百七十万円を追加して、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十三、議第九十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。水脇健康福祉部長。

〔健康福祉部長 水脇正雄登壇〕

○健康福祉部長（水脇正雄）ただいま上程いただきました議第九十二号 平成二十一年度国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第三号）を御覧いただきたいと思います。まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一億二千五百四十二万五千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四十三億九千二百六十八万七千円とするものでございます。

それでは、歳出ということで、五ページの歳出から御説明申し上げます。

二款保険給付費、一項療養諸費、一目一般被保険者療養給付費、十九節負担金補助及び交付金八千万円の一般被保険者療養給付費につきましては、医療費の増加に伴います保険給付費の追加であります。

医療費の増加は、今年度に入り、現時点で昨年度と比べまして約七パーセント伸びておりまして、当初の予算編成の見込み三・八パーセントを大きく上回るため、その不足額を追加するものであります。

次に、二款保険給付費、二項高額療養費、一目一般被保険者高額療養費、十九節負担金補助及び交付金四千五百万円、一般被保険者高額療養費の追加につきましても、医療費の増加に伴います保険給付費の追加であります。

医療費のうち、特に入院費用や高度な技術によります治療費等が高騰しております。高額療養費の追加を行うものであります。

次に、八款保険事業費、一項特定健康診査等事業費、一目特定健康診査等事業費、四節共済費五万一千円及び七節貸金三十七万四千円につきまして

は、国の緊急雇用創出事業に基づき、特定健診事業に対し、臨時職員を雇用するものであります。臨時職員一名を来年三月末までの三箇月間雇用するに当たりまして、社会保険負担金及び賃金を計上するものであります。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。四ページを御覧ください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金四十二万五千元、及び二目基金繰入金九百一十一万六千元、並びに十款繰越金一億一千五百八十八万四千元を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十四、議第九十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）よろしく願います。

ただいま上程いただきました議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百八十万円の追加でございまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ四億四千二百四十万円となります。

続きまして、一番最後のページになりますけれども、事項別明細書の六ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費の十五節工事請負費八十万円につきましては、本年十月七日の台風十八号によりまして西吉野町宗松上簡易水道浄水施設において被災した箇所への復旧工事費でございます。

また、十九節負担金補助及び交付金百万円につきましては、同じく台風十八号被害によりまして地元組合が主体となって管理、被災箇所の復旧を行います。取水施設の補修に対しまして、市要綱に基づき補助を行うため追加予算の計上をしたものでございます。

なお、五ページの歳入におきまして、一般会計繰入金百万円と六款の市債、簡易水道事業債の地方公営企業等災害復旧事業債八十万円を追加計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十五、議第九十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。上田生活産業部長。

〔生活産業部長 上田卓司登壇〕

○生活産業部長（上田卓司）ただいま上程いただきました議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）に対する提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、平成二十一年十二月九日付けで議長に對しまして訂正をお願いいたしましたその議案の、訂正案について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）に対する訂正案を御覧いただきたいと思ひます。まず、一ページでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ五百五十万円の追加でございます。歳入歳出の予算総額は七百六十三万円とするものでございます。それでは、歳出から御説明を申し上げます。四ページを御覧ください。真ん中から下のところでございます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、二目墓地建設事業費、十三節委託料五百五十万円につきましては、墓地候補地として西河内町一六一番地一外の測量・土地鑑定の委託料の追加補正でございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。同じ四ページの上でございます。

四款市債、一項市債、一目土木債、一節墓地建設事業債五百五十万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図つたものでございます。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。

なお、今回修正をさせていただきました理由につきましては、もう一箇所調査を予定しておりました候補地がございましたが、候補地の自治会長から急きよ再考の申出があり、今回修正を行い、上程させていただくこととなりました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）五百五十万の測量業務委託料ということですが、当初と変更になったということを今説明ありましたけれども、自治会長から取り下げてきたということですが、当然、これを出すときにおいては、自治会とか、特に墓地のことになればね、地元同意とか、地元の協力を得て、そういう形の中で進めていくと、こういうことになっていくと思うのですけれども、それが、当初出したにもかかわらず、急きよ、こうなつたから取り下げたということの、そのシステム。普通なら、きちつとした形で段階を踏んでいくのに、急きよ駄目になつたからということで取りやめた。たまたま、まだ議会にも諮つていなかったということ、訂正があつてきたと思うのですよ。何かやり方がずさんじゃないかな。そんな簡単に、たまたま今は議会にかかる前でしたから、訂正を入れてやりましたけれども、これが議会が通つた場合やたらどうしたのかなと、一

抹の疑問を持っています。だから、この西河内に関しても、当然測量業務委託ということ。これは地域のすべての了解をもらって、また、地区の自治会がどれだけ絡むかわかりませんが、そこらのすべての同意を得て、また地権者みなさんの、すべての同意を得て、これにかかっているのか。中途半端な形で、ほかから聞いたら、いろんな問題が、この、今訂正した分に関してもね、いろんな問題があったということ聞いております。だから、西河内の分に関して測量委託が出ていますけれども、本当に地域住民が必要としているのか。また、地権者のみだけで、周りは何も、同意しない限り進めているのかと、いろんな問題があって、そう簡単にはできないと思うのですよ。だから、そこらも踏まえて、すべて協議した上で、すべて納得済みで予算を計上してきたのか、その辺のことを詳しく説明を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） 答えをさせていただきます。

今回訂正をお願いいたしましたこの件につきましては、理由としては述べさせていただいたとおりでございます。

当初二箇所、候補地として墓地の検討委員会の方で協議をさせていただきました。その時点では協力していただけるような方向で進んでおったところでございますが、地元の自治会長の方が自治会の方等をお集めになって、その辺りで協議をされた結果として、これが十二月の確か最初の月曜日くらいだったと記憶いたしております。その時点で当方に来られまして、やはり若干反対者の方がいらつしやるということで、今回候補地として飽くまで名前を挙げることにについては、再考したいと。ただ、駄目だという話ではなく、年明けから、市の方から改めてお願いにあがりたいた。ただ、その場合に再考というようなお話でございましたので、やはりその地名等も伏せて、今回は下げさせていただくということになりました。

また、残っております西河内町につきましては、地元の自治会の方とお話をさせていただいております。地権者の方につきましても、協力いただけるような方向で進んでおるといふふうに考えております。

自治会の方につきましては、役員の方とお話をさせていただき、これからの市の進め方、計画等を聞かせていただきたいと、このようなお話でございますので、そのためにも市として、やはり資料作りという形でもって進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 西河内の件に関して、市の計画を見ながらやっていきたいということですが、当然計画というのはちゃんとありきで、そして了解を求めるのではないのですか、基本的な考え方からいえば。まだそれも定かでもないのに、先行して、測量委託をするということはおかしいの

じゃないかなど。もし、その今の話でいけば、市の考え方と地元が決裂したら駄目だということですね。そやからある程度、基本的な形で同意を得ていながら、八割がた、七割がた、そして協力しようと、進めていこうという形の中で後の微調整をするのはわかりますけれども、今のやったら、計画も定かやらない中で、それを見ながら検討していこうというのやったら、駄目になる可能性もある。そしたら、このお金が無駄になっていくのではないかなど。ですから、そこらを僕は言っているのですよ。ちゃんとした手順を踏んでいかなければ、無駄なお金になるんじゃないかなどという、一抹の不安を持っています。だから今言うたように、地権者は合意はしていても、近隣の自治会やいろんな形の人が本当に合意しているのかなど。ただし、現時点ではいいとも悪いとも言っていない。ただ、計画に沿って、市の出方によって考えていこうということですから、その出方次第ではあかんとなる。もうちよつと詰めてから予算を計上して、測量もするべきではないかなど。余りまた拙速にしたら、また失敗する可能性もある。やはりこういうことは、もっとちよつと、また、地域とも、住民とも話合い、協議し、何回も担当課とすり合わせをしながら、ある程度、八八、ある程度の了解の下で進めるならいいですけども、今のところ八八どころか、半分もいってないでしょう。それで、これを測量してということですね。ある程度の形を整えた時点でやはり予算を計上するべきだなと、私は思っております。失敗をせずに、無駄なお金にならないように、市長がよく無駄なお金を使わないと言っているのだから、当然、これは無駄にならないようにするならば、こないすぐに、慌てずに、やるべきじゃないかなど思うのですけれども、部長、どんなものでしょう。

○議長（川村家廣） 上田生活産業部長。

○生活産業部長（上田卓司） お答えをさせていただきます。

もちろん、地元の方に御協力をいただくということが前提としてあります。もちろん、すべてにおいて協力をいただくということを、いただいでから予算を挙げていくのが本筋ではございますが、今回の場合、御存じのように墓地ということにつきましては、かなり市として緊急を要するようなものでもございますし、それと同時に、飽くまで地元自治会の方につきましては、墓地ということを前提としてお話をさせていただいております。このことについて市としての計画を聞かせてほしいということでございますので、確かに百パーセント同意をいただいたというものではございませんけれども、現在の時点で、こういった形で、調査関係、これをまずさせていただき、事業費にどの程度になるのかということも含めて進めていきたいと。ただ、測量をするということにつきましても、もちろん地主の了解がなければ入れないということもございますので、予算を計上させていただきますまして、もし議決いただけたということでありましても、そういったことがすべてクリアされた後に、そういったものについては進めていきたいと。ただ、このことにつきましては、周辺の方等の御理解をいただけるものというふうに考えております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）揚げ足を取るのじゃないですけども、墓地の緊急性はまるっきりないですね。墓地がなかったらどうでもいいですけど駄目だというふうな。確かに、五條市は足りないということは、当然わたしらも認識しています。今までも、長年ずっとこのことは、そのままずっと棚上げされてきて、今になってから緊急やと言われても、そんなん部長通りませんよ。だから、慌てる理由がどこにあるのかなと。確かに進めていく事業と、わたしらも認識しています。ただ、無駄なお金にならないような形の中で、やはり地元合意、地権者から近隣の同意、すべてを踏まえて、それからやるべきだということを、私は言っているんですよ。墓地がなかったらどうでもいいんじゃないということじゃないでしょう。

そして、候補地も今まで、いろいろと公募して二箇所があったと。一つは、今言ったように取り下げたけれども、それでもまだ再考するというのも、まだ一つの含みとして残っているわけでしょう。そやから、全体的な墓地の量も、全体を踏まえて、考えていくのだったら、その今再考になった地域も踏まえて、今全体的な枠はこれだけ必要だということの中で、大体、すべてを把握をしながら、ここも進めていくというような、全体構想でやっていかなければ。ただここがいけるから、ここにこういうようなことでなくて、全体的なことを踏まえてやるべきではないかなと。まして田園の大和ハウスからもらった土地も踏まえて、それは土地が少ないからということで、規模的には坪単価が上がるとか、いろんな問題があるかわからないけれども、五條市全体を含めて考えていくべきだし、今言ったように、拙速に、緊急でないにもかかわらず、こんな補正で挙げてくること自体が、こんな当然当初予算ですよ。こんな補正するべきでなく、そやからこんな、思い付きでやっているとした私には思えないのですよ。当然、当初予算に載せたらいいだけです、議論をして。そういう形でやっているのがおかしいのではないかなと。再度これに関しては検討していただきたいと思えます。

終わります。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）私、厚生委員でおります、何回も言っておるんですよ。大和ハウス、大和団地に協定書があつて、土地をもらった。ところが、それはあかんというふうな。あかんのは、それはもう時効になって、弁護士と相談してもあかんと言いますけれどもね。大和ハウス、大和団地がちゃんと提供して……、そうした文書を交わしているのだから、それは大和に行つたらいい。課長とか係長が行くのじゃなしに、やっぱり長になるものが、大和の人と話したら、絶対こんなもの、なりますよ。まだ大和ハウスには、土地が七十万坪くらいありますのでね。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）続けてください。

○十五番（田原清孝） こういう墓地というのは、二千五百戸かなんぼか、大和からもうようになっているわけです。それがたまたま、こう配で、五百か六百しかあかんというだけで、土地面積はもらったさかい、その面積は返したらいい。あと、代替地もらったらいいって。これは何回も言うているんでせ。こんな無駄遣いもええとこですわな。行政として、何が改革であるのか。

また、委員会ではやりますけれどもね、議員みんなにおってもらわんことには、あそこに行ったら厚生の議員しかおれへんさかい、後はわからないさかいね、これを私は言うときますんやで。

終わります。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十六日から二十日まで休会とし、次回、二十一日午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時四十八分散会